指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：株式会社イレクト伊勢（法人番号：8190001007547）
　　業者の住所：三重県伊勢市二見町茶屋４２１－１

２．指名停止措置期間：平成３０年　１月２６日から
　　平成３０年　４月２５日まで（３か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
　株式会社イレクト伊勢の前代表取締役である会長と元取締役は、三重県度会町発注工事の指名競争入札に関し、当該工事の町担当職員から聞いた設計金額を基に算出した金額で入札し、当該工事を落札したとして、三重県警から入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により逮捕され、津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けて、その刑が確定した。

５．指名停止措置理由：
　上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第１０号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（競売入札妨害又は談合） １０　他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から ３月以上１２月以内